

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

○建築基準法施行細則の一部を改正する規則

(建築宅地課)

二

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

二

告 示

○昭和五十三年宮城県告示第五号(動物の飼養又は収容の許可を要する区域の指定)の一部を改正する告示

(食と暮らしの安全推進課)

三

○産業廃棄物処理施設(施設)の設置の許可申請

(循環型社会推進課)

四

○昭和四十二年宮城県告示第五百三十七号(奨励品種の指定)の一部を改正する告示

(農産園芸環境課)

四

○建築士免許の取消し

(建築宅地課)

五

○昭和四十七年宮城県告示第七百五十一号(建築基準法第二十二條第一項の規定による区域指定)の一部を改正する告示

(同)

七

○土地改良区の定款変更の認可

(東部地方振興事務所)

七

○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定

(管財課)

七

○平成二十八年度砂利採取業務主任者試験の実施

(産業立地推進課)

七

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

八

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(教育庁高校教育課)

八

○平成二十八年度砂利採取業務主任者試験の実施

(産業立地推進課)

七

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

八

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(教育庁高校教育課)

八

○平成二十八年度砂利採取業務主任者試験の実施

(産業立地推進課)

七

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

八

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(教育庁高校教育課)

八

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百一十一号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項第四号イ中「第八條」を「第八條第一項(第十五條及び第十九條において準用する場合を含む。)」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 第十條第二項(第十五條及び第十九條において準用する場合を含む。))の規定による処分等の終了の届出の受理

第六條第二項第四号ト中「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(平成十三年環境省令第二十三号)第八條第五号イ及び第六号」を「規則第二十六條第一項第五号及び第六号」に改め、同号中トをルとし、へを削り、同号ホ中「第十七條」を「第二十四條(第十九條において準用する場合を含む。)」に改め、同号中ホをチとし、チの次に次のように加える。

リ 第二十五條第一項(第十九條において準用する場合を含む。))の規定による立入検査等

ヌ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(平成十三年環境省令第二十三号。以下この号において「規則」という。))第十條第二項、第十一條、第二十二條及び第二十八條の規定による保管場所等の変更の届出の受理

第六條第二項第四号ニ中「第十六條第一項」を「第十二條第一項(第十五條において準用する場合を含む。)」に改め、同号中ニをへとし、への次に次のように加える。

ト 第十六條第二項(第十九條において準用する場合を含む。))の規定による保管事業者等の地

○人事委員会規則十一―二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

監査委員

○定期監査の結果の公表

○住民監査請求に係る監査結果の公表

公安委員会

○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施

九

九

一五

二六

三二

ページ

位の承継の届出の受理

第六条第二項第四号ハ中「第十四条」を「第十一条（第十五条及び第十九条において準用する場合を含む。）」に改め、同号中ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第十条第三項第二号及び第十八条第二項第二号の規定による特例処分期限日に関する届出の受理

ニ 第十条第四項（第十九条において準用する場合を含む。）の規定による特例処分期限日に関する変更の届出の受理

第六条第二項第四号に次のように加える。

ヲ 規則第二十六条第二項及び第三十六条の規定による譲受けの届出の受理

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百十二号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十六年宮城県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「第八条の二第二項第七号において同じ。」を削り、同条第二号中「第八条の二第二項第八号において同じ。」を削り、同条第三号中「第八条の二第二項第九号において同じ。」を削る。

第八条の三中「同項」を「省令第六条の二の二第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 知事は、昇降機等の状況を把握するため必要があると認めるときは、当該昇降機等の所有者に必要な図書を提出させることができる。

3 省令第六条の二の二第三項の書類は、報告の日前三月以内に検査を受けて作成したものでなければならぬ。

別表第二（一）の項中「東松島市」の下に「富谷市」を加え、「富谷町」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年十月十日から施行する。ただし、第七条の改正規定及び第八条の三に二項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第二十号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 環境生活部長の循環型社会推進課に係る専決事項の項第八号中「第九条の規定による公表」を「の施行に関する次のこと。」に改め、同号に次のように加える。

イ 保管等の状況等の公表（第九条、第十五条、第十九条）

ロ 処分等措置を自ら行うことへの決定、公告及び費用の徴収（第十三条）

別表第七 仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長に係る専決事項の項第十七号イ中「第八条」の下に「、第十五条、第十九条」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ 処分等の終了の届出の受理（第十条、第十五条、第十九条）

別表第七 仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長に係る専決事項の項第十七号へ中「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）第八条」を「規則第二十六条」に改め、同号中へをヌとし、ホを削り、同号ニ中「第十七条」を「第十九条、第二十四条」に改め、同号中ニをトとし、トの次に次のように加える。

チ 立入検査等（第十九条、第二十五条）

リ 保管場所等の変更の届出の受理（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）。以下この号において「規則」という。）

別表第七 仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長に係る専決事項の項第十七号ハ中「第十四条」を「第十一条、第十五条、第十九条」に改め、同号中ハをホとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 保管事業者等の地位の承継の届出の受理（第十六条、第十九条）

別表第七 仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長に係る専決事項の項第十七号ロの次に次のように加える。

ハ 特例処分期限日に関する届出の受理（第十条、第十八条）

ニ 特例処分期限日に関する変更の届出の受理（第十条、第十九条）

この規則は、平成二十八年十月十日から施行する。ただし、第七条の改正規定及び第八条の三に二項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長に係る専決事項の項第十七号に次のように加える。

ル 譲受けの届出の受理（規則第二十六条、第三十六条）

附 則

この訓令は、平成二十八年十月七日から施行する。

告 示

○宮城県告示第八百二十号

昭和五十三年宮城県告示第五号（動物の飼養又は収容の許可を要する区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十八年十月十日から施行する。

平成二十八年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表白石市の項中「中野」を「中町」に改め、「小原温泉地区」の下に、「旭町二丁目から五丁目まで、鷹巣東一丁目から四丁目まで、鷹巣西一丁目から三丁目まで、松が丘一丁目及び二丁目、寿山、緑が丘」を加え、同表角田市の項中「南町」を「南」に、「天神寺前」を「天神、寺前」に、「道河内松ヶ崎」を「道河内」に改め、「杉崎」を削り、同表大河原町の項中「四百九十八番に限る。」の下に、「千塚前、大巻、新古川、南平、小島、広表」を加え、同表柴田町の項中「船岡土手内一丁目から三丁目まで、船岡」の下に、「船岡新栄一丁目から六丁目まで」を、「二丁目、榎木」の下に、「榎木東一丁目から三丁目まで、榎木駅西一丁目から三丁目まで」を、「本船迫」の下に、「大字上名生字新大原、大字上名生字新宮前、大字下名生字剣水、剣崎一丁目及び二丁目」を加え、同表岩沼市の項中「東北谷地」の下に、「たけくま一丁目から三丁目まで、里の杜一丁目から三丁目まで、玉浦西一丁目から四丁目まで、恵み野一丁目から三丁目まで」を加え、同表名取市の項中「飯野坂、植松」を「飯野坂一丁目から七丁目まで、植松一丁目から四丁目まで」に改め、「箱塚」の下に、「杜せきのした、小山、大手町、美田園、愛の杜、ゆりが丘、相互台、那智が丘、みどり台」を加え、同表山元町の項中「真庭字原ノ町」の下に、「つばめの杜一丁目から五丁目まで」を加え、同表大和町の項中「吉岡」の下に、「吉岡南一丁目から三丁目まで、吉岡東一丁目から三丁目まで」を、「まで」の下に、「杜の丘一丁目から三丁目まで」を加え、同表富谷町の項を次のように改める。

富谷市 東向陽台一丁目から三丁目まで、一ノ関字川俣山（グリーンヒル）、ひより台一丁目及び二丁目、太子堂一丁目及び二丁目、太子堂下、富谷字西沢、富谷字坂ノ下、清水伸、とちの木

一丁目及び二丁目、あけの平一丁目から三丁目まで、杜乃橋一丁目及び二丁目、日吉台一丁目から三丁目まで、富ヶ丘一丁目から四丁目まで、大清水二丁目及び二丁目、上桜木一丁目

及び二丁目、成田一丁目から九丁目まで、明石台一丁目から九丁目まで

表多賀城市の項中「庚田、砂押、六貫田及び一本柳を除く。」を削り、「二丁目」の下に、「東田中字志引」を、「まで」の下に、「新田（後、北、北安楽寺、北関合、新後、中、西、西後、初向、堀西、南安楽寺、南関合、六歳）、高橋一丁目から五丁目まで、山王（北寿福寺、毛上、三千刈、山王一区から四区まで、千刈田、中山王、西山王、西町浦、掃下し、東町浦、前田、南寿福寺、松島原、東谷地中）、南宮（二里塚、上南宮、毛上、庚申、八幡、町、伊勢、山王谷地）、城南一丁目及び二丁目、市川、浮島」を加え、同表松島町の項中「磯崎字白坂」の下に、「磯崎字美映」を、「華園」の下に、「城内一、城内二、幡谷字くぬぎ台」を加え、同表七ヶ浜町の項中「汐見台」の下に、「汐見台南、松ヶ浜」を加え、同表利府町の項中「神谷沢字赤坂」の下に、「神谷沢字長田、神谷沢字塚元」を、「菅谷字赤坂」の下に、「菅谷字東天神」を加え、「内ノ目南（二十五番三、五十番三、百四十八番、百四十九番）」を「皆の丘、葉山」に改め、同表石巻市の項中「水神」、「横堤」、「深淵」、「開北町」及び「鹿妻東」を削り、「鮎川浜」の下に、「中屋敷、新館、中浦、三ツ股、築山、大街道東、大街道西、大街道北、大街道南、茜平、わかば、恵み野、美園、新成」を加え、同表大崎市の項中「西館西区」を「西館中区、竹ノ内区」に、「稲葉北区」を「稲葉北一、稲葉北二」に改め、「稲葉南区」の下に、「新稲葉、西荒井北、米倉、穂波」を加え、同項の次に次のように加える。

色麻町 四竈（塩竈、二反田、西川欠、大坊、町、町東、町西、狐塚、杓木町、北谷地、瀧、本郷、杉成、北河原、北本郷、沼河原、田中後）

表栗原市の項中「築館久伝」を「築館字久伝」に、「二迫真坂地区、一迫本町、一迫中町、一迫荒町、一迫清水二、一迫金田地区、一迫中野、一迫新町、一迫東町」を「築館宮野中央一丁目から三丁目まで、一迫真坂字本町、一迫真坂字前田、一迫真坂字祇園、一迫柳目字曾根除下、一迫真坂字中町、一迫真坂字高橋、一迫真坂字清水山王前、一迫真坂字清水町田、一迫真坂字荒町、一迫真坂字南町、一迫真坂字町東、一迫真坂字清水西浦、一迫真坂字清水御免頭、一迫真坂字清水水門下、一迫柳目字上田、一迫字川口中町、一迫字川口町浦、一迫字川口中野、一迫字川口日影、一迫字川口新町、一迫字川口東町、一迫字川口繁昌家、一迫字川口町尻」に、「若柳四ツ谷堤下、若柳境田、若柳新町、若柳塚の根、若柳塚の越、若柳中町、若柳元町、若柳片町、若柳橋元、若柳並柳、若柳古川、若柳原畑、若柳塚ノ原、若柳上堤、若柳堤下、若柳新堤下、若柳南町、若柳町浦、若柳道伝前、若柳元町裏」を「若柳字川北堤下、若柳字川北境田、若柳字川北新町、若柳字川北塚の根、若柳字川北塚の越、若柳字川北中町、若柳字川北元町、若柳字川北片町、若柳字川北橋元、若柳字川北並柳、若柳字川北欠、若柳字川北古川、若柳字川北原畑、若柳字川北塚原、若柳字川南上堤、若柳字川南堤下、若柳字川南新堤下、若柳字川南南町、若柳字川南町浦、若柳字川南道伝前、若柳字川南南大通、若柳字川南堤通、若柳字川北元町裏」に、「若柳片町裏」を「若柳字川北片町裏」に、「若柳東若柳」を「若

柳字川北東若柳」に、「若柳我門」を「若柳字川北我門」に、「若柳川北六畝」を「若柳字川北六畝」に、「栗駒岩ヶ崎字茂庭町、栗駒四日市、栗駒六日町、栗駒八日市、栗駒上小路、栗駒下小路、栗駒東小路、栗駒田町前、栗駒田町河原、栗駒北畑中、栗駒畑中、鶯沢荒町、鶯沢北沢、鶯沢北沢向、鶯沢館浦、鶯沢柳沢、鶯沢原、鶯沢佐野、鶯沢南沢、鶯沢佐野前、鶯沢五輪原、鶯沢下久保、鶯沢下久保前、鶯沢宿川原、鶯沢辻前」を「栗駒岩ヶ崎茂庭町、栗駒岩ヶ崎四日町、栗駒岩ヶ崎六日町、栗駒岩ヶ崎八日町、栗駒岩ヶ崎上小路、栗駒岩ヶ崎下小路、栗駒中野田町、栗駒中野田町河原、栗駒中野北畑中、栗駒中野畑中、鶯沢南郷荒町、鶯沢南郷北沢、鶯沢南郷北沢向、鶯沢南郷館浦、鶯沢南郷柳沢、鶯沢南郷原、鶯沢南郷佐野、鶯沢南郷南沢、鶯沢南郷佐野前、鶯沢南郷五輪原、鶯沢南郷下久保、鶯沢南郷下久保前、鶯沢南郷宿川原、鶯沢南郷辻前」に改め、同表登米市の項中「石越町西門沖」を「石越町南郷字西門沖」に、「迫町西佐沼、迫町小金丁、迫町下田中、迫町上舟町、迫町的場、迫町錦、迫町南元町」を「迫町佐沼字西佐沼、迫町佐沼字小金丁、迫町佐沼字下田中、迫町佐沼字上舟丁、迫町佐沼字的場、迫町佐沼字錦、迫町佐沼字南元丁」に改め、同表気仙沼市の項中「九条五区」の下に「四反田区」を、「南郷二区」の下に「南郷三区」を、「東中才三区」の下に「東八幡区」を加え、「片浜上区、片浜下区」を「片浜区」に改め、「母体田区」を削る。

○宮城県告示第八百二十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十八年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 株式会社クリーンライフ
 - 2 所在地 宮城県黒川郡富谷町ひより台二丁目一番地二
 - 3 代表者の氏名 代表取締役 阿部 幸江
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
 - 宮城県黒川郡富谷町ひより台二丁目一番一
- 三 新設又は変更の別
 - 新設

四 産業廃棄物処理施設の種類の破砕施設

がれき類の破砕施設
 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類がれき類

六 申請年月日

平成二十八年九月十二日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

2 縦覧期間 平成二十八年十月七日から平成二十八年十一月七日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

八 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十八年十一月二十二日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第八百二十二号

昭和四十二年宮城県告示第五百三十七号（奨励品種の指定）の一部を次のように改正し、平成二十八年十月七日から施行する。

平成二十八年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二号の表を次のように改める。

○宮城県告示第八百二十三号
 建築士法（昭和二十五年法律第三十二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十八年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種別	品種名	両親 (父 母)	奨励品種 採用年次	播 性	出穂期 (月日)	成熟期 (月日)	草 型	芒の多少	株の 開閉	倒伏 の難易	耐寒雪性	耐病性		品 質	粒形 粒質	適 地	摘 要
大麦	ミノリムギ	東山皮一号 コウゲンムギ	昭四四	IV V	五・二	六・一三	穂長 穂数型	多・長	中	強	強	強	中	中の中	中	県下一円	中生、長稈、 強倒伏、 多収良質
同	シユンライ	ミノリムギ 東山皮六八号	平三	I	四・二七	六・一一	中間 稈型	多・や 長	閉	強	強	強	中の中	中の下	やや長	山間丘陵 地帯を除 く県内一	早生、中稈、 倒伏性強 で、多収 良質
同	ホワイバ ー	東山系糯四三七 東山皮九六号	平二八	I II	四・二九	六・一一	中間 稈型	多・長	中	強	強	強	中の中	中の中	やや長	山間丘陵 地帯を除 く県内一	早生、縮萎 病抵抗性 強、多収 良質
小麦	あおぼの恋	関東一〇五号と VenusのF1 西海一七一号	平二〇	II	五・三	六・二〇	穂中 稈型	やや多 やや長	中	中	—	—	中の上	硝子質	山間丘陵 地帯を除 く県下一	早生、加工 適性良 好、食味 佳	
同	シラネコムギ	北陸四九号 東海八〇号	平元	IV	五・八	六・二五	中間 稈型	中 やや少	閉	強	強	強	中の中	中間質	山間丘陵 地帯を除 く県下一	中生の早、 加工適性 良、食味 佳	
同	ゆきちから	東北一四一 号と東北二 三三号	平一五	V	五・九	六・二七	穂長 穂数型	短少・極	やや開	強	強	強	中の中	硝子質	山間丘陵 地帯を除 く県下一	中生の早、 倒伏性強 、蛋白質 量高	
同	東北二二九号	関東一二三 号と東北二 三四号のF1 と東北二〇 九号のF1の 盛系CF1三 一七〇a	平二八	V	五・八	六・二五	穂中 稈型	短少・極	やや開	強	強	強	中の上	硝子質	山間丘陵 地帯を除 く県下一	中生の早、 倒伏性強 、蛋白質 量高	

氏 名	登録番号	免 許 取 消 年 月 日	免 許 取 消 理 由
照井 広見	第百五十一号	平成二十八年九月二十九日	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
伊藤 豊藏	第百五十二号	平成二十八年九月二十九日	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
菅原 直臣	第百五十三号	平成二十八年九月二十九日	建築士法第九條第一項第三号に該当するため

平成二十八年九月二十九日	鈴木 正喜	二級建築士	第二百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月二十九日	吉川 富之	二級建築士	第二百四十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月二十九日	高砂 末吉	二級建築士	第二百四十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月二十九日	大宮 利藏	二級建築士	第二百四十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月二十九日	三浦 丈二	二級建築士	第二百四十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月二十九日	松川 丑吉	二級建築士	第二百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

○宮城県告示第八百二十四号

昭和四十七年宮城県告示第七百五十一号（建築基準法第二十二條第一項の規定による区域指定）の一部を次のように改正し、平成二十八年十月十日から施行する。

平成二十八年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表富谷町の項中「富谷町」を「富谷市」に改める。

○宮城県告示第八百二十五号

石巻市北方土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、平成二十八年九月三十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十八年十月七日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 加 藤 慶 太

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 合同庁舎電話交換設備賃借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部管財課 仙台市青葉区本町三丁目

八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年九月九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日立キャピタル株式会社法人事業本部東北法人支店

仙台市青葉区中央四丁目二番十六号

五 落札金額 二千七百一十二万九千六百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十八年七月二十二日

○砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定に基づく平成二十八年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十八年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験日時

平成二十八年十一月十一日（金）午前十時から正午まで

二 試験会場

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

宮城県自治会館二〇六会議室

三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

四 受験手続

1 受験願書の受付期間は、平成二十八年九月二十六日（月）から十月十四日（金）までとする。

ただし、郵送の場合は、同日の消印のあるものまでを有効とする。

2 受験手数料は七千六百円とし、受験願書に七千六百円分の宮城県収入証紙をはり付けて納めること。

3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課並びに各地方振興事務所及び地域事務所

配布する。

4 受験願書の提出先

〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県経済商工観光部産業立地推進課（電話〇二二一二一一一七三三）

5 受験願書の添付書類

写真(手札形(縦十・六センチメートル、横八・一センチメートル)とし、受験願書の提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年十月七日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 牡鹿郡女川町御前浜字荒井田九十番の一部、九十一番の一部、九十二番二、九十二番三、九十三番の一部、九十四番四の一部、九十七番一の一部、九十八番二の一部、九十九番一の一部、百番一の一部、百番四、百番五の一部、百六番一、百六番三、百七番一、百八番一の一部、百九番、百十番の一部、百十一番の一部、百十二番の一部、同字大原道六番の一部、七番の一部、八番の一部、九番の一部、十一番の一部、十三番、二十四番一の一部、二十四番二、二十五番、二十六番一、二十六番二、二十六番三の一部、二十六番四の一部、二十七番一、二十七番二の一部、二十八番、二十九番の一部、三十番の一部、三十三番の一部、四十一番の一部、同字松葉十九番の一部、二十一番一、二十三番一の一部、二十三番二、二十三番三、二十四番の一部、二十六番一、二十六番二の一部、二十六番三、二十六番四、二十六番五の一部、二十六番六、二十七番二の一部、二十七番三、同字荒井田九十二番三地先の道の一部、九十三番地先の道の一部、九十四番四地先の道の一部、百番四地先の道の一部、百六番一地先の道の一部、同字松葉二十三番二地先の道の一部、同字大原道六番地先の道の一部、七番地先の道の一部、二十六番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

三 地先の道の一部、七番地先の水の一部、九番地先の水の一部
女川町

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十八年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立高等学校教育用コンピュータ貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十八年八月二十四日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 落札金額 二千五百六十二万八千四百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十八年七月二十九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年十月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
- 1 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県大河原商業高等学校 一式
- 2 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県登米総合産業高等学校 一式
- 3 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県白石工業高等学校 一式
- 4 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県古川工業高等学校 一式
- 5 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県村田高等学校 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日
- 一の1 平成二十八年八月二十四日
- 一の5 平成二十八年八月二十五日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

- 一の1 富士通リース株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号
- 一の2 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 一の3 日通商事株式会社仙台支店 仙台市宮城野区苦竹三丁目一番一号
- 一の4 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 一の5 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額

- 一の1 一億三千八百六十四万六千八十円
- 一の2 三千二百二十六万三千九百二十円
- 一の3 五千三百七十八万四千円
- 一の4 五千六百三十七万六千円
- 一の5 五千三百七十五万六千六百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十八年七月二十九日

人事委員会

人事委員会規則十一―二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十月七日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則十一―二―六十六

人事委員会規則十一―二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一―二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。
別表第一東松島市の項の次に次のように加える。

議 会	事 務 局	局 長
(本庁共通)		
会計管理者 部長 次長		

富谷市

市 長 部 局		本 庁
出張所	所長	課長(企画政策課関係) 課長補佐(秘書を担当するものに限る。)
保育所	所長	課長補佐(総務課関係) 課長補佐(人事を担当するものに限る。)
福祉健康センター	所長	課長補佐(財政課関係) 課長補佐(財務を担当するものに限る。)
保健福祉総合支援センター	所長	
清掃センター	所長	
事務局	教育次長 教育部長 課長	
学校給食センター	所長	
公民館	館長	
総合運動公園	所長	
民俗ギャラリー	館長	

別表第一富谷町の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年十月十日から施行する。

監査委員

○宮城県監査委員中第32号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成28年7月から8月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。
平成28年10月7日

宮城県監査委員 齋 藤 正 美
宮城県監査委員 坂 下 賢

報 告 書 公 報 城 野

<p>1 監査実施機関及び監査実施日 監査実施機関</p> <p>○総務部 本庁</p> <p>秘書課 人事課・行政管理室 行政経営推進課 職員厚生課 私学文書課・県政情報公開室 広報課 財政課 税務課・地方税徴収対策室 市町村課（選挙管理委員会事務局を含む。） 管財課 危機対策課 消防課・防災（ヘリ）コナター管理事務所</p> <p>○震災復興・企画部 本庁</p> <p>震災復興・企画総務課 震災復興推進課 震災復興政策課 地域復興支援課 総合交通対策課 統計課 情報政策課・情報産業振興室 情報システム課 ○環境生活部 本庁 環境生活総務課</p>	<p>宮城県監査委員 宮城県監査委員</p> <p>工 藤 鏡 子 成 田 由 加里</p> <p>監査実施日</p> <p>環境政策課・再生可能エネルギー室 環境対策課 原子力安全対策課 自然保護課 食と暮らしの安全推進課 循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室 消費生活・文化課 共同参画社会推進課</p> <p>○保健福祉部 本庁</p> <p>保健福祉総務課・震災援護室 社会福祉課 医療整備課・医師確保対策室 長寿社会政策課 健康推進課・疾病・感染症対策室 子育て支援課 障害福祉課 薬務課 国保医療課</p> <p>○経済商工観光部 本庁</p> <p>経済商工観光総務課・富県宮城推進室・企業復興支援室 新産業振興課 産業立地推進課・自動車産業振興室 商工経営支援課 産業人材対策課 雇用対策課 観光課 国際経済・交流課・海外ビジネス支援室</p> <p>○農林水産部 本庁</p>	<p>7月8日 7月20日 7月20日 7月20日 7月13日 7月20日 7月13日 7月7日</p> <p>7月8日 7月6日 7月22日 7月22日 7月6日 7月22日 7月8日 7月11日</p> <p>7月22日</p> <p>7月8日 7月20日 7月20日 7月20日 7月13日 7月20日 7月15日 7月26日 7月26日 7月26日 7月20日 7月26日 7月6日 7月6日</p> <p>7月25日 7月7日 7月15日 7月25日 7月25日 7月25日 7月25日 7月20日 7月8日</p>
---	---	---

報 公 城 回

農林水産総務課・農林水産政策室	7月29日	会計課・会計指導検査室	7月12日
農林水産経営支援課	7月13日	契約課	7月14日
食産業振興課	7月12日	検査課	7月14日
農業振興課	7月26日	○議会事務局	7月26日
農産園芸環境課	7月13日	○教育庁	
畜産課・全国和牛能力共進会推進室	7月12日	本庁	
農村振興課	7月19日	総務課・教育企画室	7月27日
農村整備課・農地復興推進室	7月19日	福利課	7月12日
林業振興課	7月19日	教職員課	7月11日
森林整備課	7月28日	義務教育課・特別支援教育室	7月15日
水産業振興課（宮城県海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局を含む。）	7月28日	高校教育課	7月15日
		施設整備課	7月27日
		スポーツ健康課・全国高校総体推進室	7月15日
水産業基盤整備課・漁港復興推進室	7月26日	生涯学習課・全国高校総合文化祭推進室	7月12日
		文化財保護課	7月15日
○土木部		○警察本部	8月4日、5日
本庁		○人事委員会事務局	7月12日
土木総務課	7月28日	○監査委員事務局	7月28日
事業管理課	7月12日	○労働委員会事務局	7月29日
用地課（収用委員会事務局を含む。）	7月11日	2 監査結果	
道路課	7月26日		
河川課	7月22日		
防災砂防課	7月19日		
港湾課	7月28日		
空港臨空地域課	7月11日		
都市計画課・復興まちづくり推進室	7月28日		
下水道課	7月22日		
建築宅地課	7月12日		
住宅課・復興住宅整備室	7月12日		
営繕課	7月20日		
設備課	7月20日		
○出納局			
本庁			

平成27年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。その結果、公表すべき指摘事項は以下のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

なお、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

(1) 税務課・地方税徴収対策室

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額
現年度分 1,735,423,962円

<p>過年度分 3,044,091,239円 合 計 4,779,515,201円</p> <p>・平成26年度収入未済額</p> <p>現年度分 1,705,086,450円 過年度分 3,604,984,294円 合 計 5,310,070,744円</p> <p>(2) 管財課</p> <p>行政財産の使用料等の収入遅延に関し、督促を行っていないもの及び督促を行わなかったことにより延滞金の徴収ができないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられた。</p> <p>い。</p> <p>(内容)</p> <p>○督促を行っていないもの。</p> <p>・件 数 38件</p> <p>・調定金額 15,605,200円</p> <p>○督促を行わないため延滞金の徴収ができないもの。</p> <p>・件 数 2件</p> <p>・調定金額 5,856,220円</p> <p>・延滞金額 71,700円</p>	<p>・平成27年度収入未済額</p> <p>現年度分 64,654,681円 過年度分 544,453,759円 合 計 609,108,440円</p> <p>・平成26年度収入未済額</p> <p>現年度分 31,646,763円 過年度分 513,622,996円 合 計 545,269,759円</p> <p>(5) 子育て支援課</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金、児童保護費、過誤払返納金及び児童扶養手当給付費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金</p> <p>・平成27年度収入未済額</p> <p>現年度分 12,305,948円 過年度分 83,673,066円 合 計 95,979,014円</p> <p>・平成26年度収入未済額</p> <p>現年度分 14,527,371円 過年度分 84,768,164円 合 計 99,295,535円</p>
<p>(3) 環境政策課・再生可能エネルギー室</p> <p>補助金等精算返還金（平成23年度産業廃棄物再資源化・再生資源利活用設備等整備事業費及び平成24年度みやぎ産業廃棄物3R等推進設備事業に係る返還金）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・平成27年度収入未済額</p> <p>現年度分 36,118,000円 過年度分 0円 合 計 36,118,000円</p> <p>(4) 循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室</p> <p>特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容)</p>	<p>○児童保護費</p> <p>・平成27年度収入未済額</p> <p>現年度分 2,396,940円 過年度分 10,507,990円 合 計 12,904,930円</p> <p>・平成26年度収入未済額</p> <p>現年度分 1,924,940円 過年度分 12,198,550円 合 計 14,123,490円</p> <p>○過誤払返納金（里親委託費）</p>

・平成27年度収入未済額

現年度分 72,000円

過年度分 1,300,994円

合 計 1,372,994円

・平成26年度収入未済額

現年度分 1,300,994円

過年度分 2,240円

合 計 1,303,234円

○児童扶養手当給付費返還金

・平成27年度収入未済額

現年度分 493,860円

過年度分 14,472,070円

合 計 14,965,930円

・平成26年度収入未済額

現年度分 311,910円

過年度分 15,980,640円

合 計 16,292,550円

(6) 経済商工観光総務課・富原宮城推進室・企業復興支援室

中小企業等グループ施設等復旧整備補助金返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額

現年度分 16,822,765円

過年度分 624,132,558円

合 計 640,955,323円

・平成26年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 624,132,558円

合 計 624,132,558円

(7) 雇用対策課

補助金等精算返還金及び過誤払返納金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債

権管理を図りたい。

(内容)

○補助金等精算返還金（雇用維持奨励金及び事業復興型雇用創出助成金）

・平成27年度収入未済額

現年度分 517,000円

過年度分 588,938円

合 計 1,105,938円

・平成26年度収入未済額

現年度分 542,000円

過年度分 588,938円

合 計 1,130,938円

○過誤払返納金（事業復興型雇用創出助成金）

・平成27年度収入未済額

現年度分 4,544,000円

過年度分 0円

合 計 4,544,000円

(8) 農林水産経営支援課

林業・木材産業改善資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額

現年度分 4,280,000円

過年度分 28,256,000円

合 計 32,536,000円

・平成26年度収入未済額

現年度分 4,852,000円

過年度分 25,336,000円

合 計 30,188,000円

(9) 畜産課・全国和牛能力共進会推進室

死亡牛適正処理施設整備事業補助金返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 29,709,868円

合 計 29,709,868円

・平成26年度収入未済額

現年度分 29,709,868円

過年度分 0円

合 計 29,709,868円

(10) 住宅課・復興住宅整備室

県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に収納促進と適切な債権管理を図らねたい。

(内容)

○県営住宅使用料

・平成27年度収入未済額

現年度分 15,141,480円

過年度分 35,612,802円

合 計 50,754,282円

・平成26年度収入未済額

現年度分 21,001,353円

過年度分 96,752,563円

合 計 117,753,916円

○県営住宅駐車場使用料

・平成27年度収入未済額

現年度分 1,421,950円

過年度分 2,084,520円

合 計 3,506,470円

・平成26年度収入未済額

現年度分 2,251,200円

過年度分 5,329,600円

合 計 7,580,800円

(11) 高校教育課

高等学校等育英奨学金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らねたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額

現年度分 69,198,456円

過年度分 89,517,912円

合 計 158,716,368円

・平成26年度収入未済額

現年度分 54,049,133円

過年度分 57,772,663円

合 計 111,821,796円

(12) 警察本部

損害賠償金、放置違反金及び延滞金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らねたい。

(内容)

○損害賠償金

・平成27年度収入未済額

現年度分 2,842,560円

過年度分 17,668,184円

合 計 20,510,744円

・平成26年度収入未済額

現年度分 3,658,134円

過年度分 14,415,850円

合 計 18,073,984円

○放置違反金

・平成27年度収入未済額

現年度分 4,917,000円

過年度分 7,818,000円

合 計 12,735,000円

・平成26年度収入未済額

スパートエージェンシー等に対して支払ってきた（職員が派遣職員ではなく、アルバイトである場合は、アルバイト代を支払っていた。）。

	スタッフ ネット 労働者派遣 事業 (派04-300095)	エキスパ ートエ ージェ ンシー 労働者派遣 事業 (派04-300215)	K&Kコン サルテ ィン グ 許可なし	あずみ 労働者派遣 事業 (派04-300032)	アルバイト
平成21年4月 -平成25年8月	〇〇				
平成25年9月					〇〇
平成25年10、11月		〇			〇
平成25年12月 -平成26年3月	〇	〇			
平成26年4月		〇			〇
平成26年5月 -平成28年2月		〇	〇		
平成28年3月		〇	〇	〇	
平成28年4月-		〇		〇	

(※ 〇は職員一人分を指す。)

(ロ) 中山耕一議員が平成25年11月に自由民主党・県民会議の幹事長になってから最初の年度末である平成25年度末に、自由民主党・県民会議は株式会社スタッフネットとの派遣契約を打ち切り、平成26年5月以降、株式会社K&Kコンサルテイングから職員の派遣を受けるようになった。

自由民主党・県民会議が株式会社K&Kコンサルテイングに対して、平成26年5月から平成28年3月までに支払った人件費の内訳は、添付の事実証明書記載のとおりである。自由民主党・県民会議が株式会社K&Kコンサルテイングに支払った人件費の総額は705万4778円に及ぶ。

- (3) 必要な措置を講ずべきこと
- イ 政務活動費の使用用途に関する規制の概要
- (4) 宮城県議会の各会派又は会派に所属しない議員に対して交付される政務活動費は、法第

232条の2に定める補助金であり、法第100条第14項及び第16項、条例、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成16年宮城県議会訓令第3号。以下「条例施行規程」という。）に基づき、公益上必要がある場合にのみ支出がなされるべきものである。

宮城県では、会派に所属する議員一人当たり月額35万円の政務活動費が各会派に一律に支出され、政務活動費総額から必要経費を控除して得た額に残余がある場合には、各会派は連やかに、当該残余の額に相当する額を返還しなければならないとされている（条例第16条）。そして各会派は政務活動費の適正な使用を確保するために政務活動費の使用について当該各会派に所属する議員を指導監督することが求められている（条例第11条）。

政務活動費は「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に對し交付する」と定められており（条例第2条）、今回問題となっている人件費については「会派又は議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費」と定められている（条例別表）。

(ロ) そして宮城県議会が平成25年3月に定めた手引きによれば、人件費の具体例として「職員の給料、各種手当、社会保険料、臨時職員賃金等」が挙げられており、充当指針については「生計を一にする親族を雇用する場合を除く。」と定められている。

ロ 労働者派遣事業についての法規制の概要

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受け、派遣先のために労働に従事させることを業として行うこと（労働者派遣法第2条）。労働者派遣法の平成27年9月30日改正前では、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業（一般労働者派遣事業）については厚生労働大臣の許可が必要であり（改正前第5条）、常時雇用される労働者だけを労働者派遣の対象として行う労働者派遣事業（特定労働者派遣事業）については厚生労働大臣に対する届出が必要であるとされていた（改正前第16条）。労働者派遣法の平成27年9月30日改正後では、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の区別はなくなり、労働者派遣事業を営む者は厚生労働大臣の許可が必要であるとされるようになり（改正後第5条）、これに反した場合には「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。」（改正後第59条第2号）と規定されている。

いずれにせよ、厚生労働大臣の許可なしに厚生労働大臣に対する届出がなされなければ労働者派遣事業を営むことができないのであって、労働者派遣事業を営むことができない者が

報 告 書

ら労働者の派遣を受けることは労働者派遣法に違反する。

ハ 自由民主党・県民会議は違法かつ不当に政務活動費を充当したこと

上記②の事情からすれば、以下に述べるとおり自由民主党・県民会議が株式会社K&Kコンサルティングに対して支払った人件費について政務活動費を充当したことは、①条例及び手引きの人件費の充当指針に違反するし、②労働者派遣法に違反するのであるから、違法かつ不当であるというべきである。

(4) 株式会社K&Kコンサルティングに対する人件費について政務活動費を充当することは、「生計を一にする親族を雇用する場合」と同様であること

A 人件費は「会派又は議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費」であり、手引きは「生計を一にする親族を雇用する場合」については政務活動費を充当すべきでないとして定めている。本件では自由民主党・県民会議が行う政務活動を補助する職員についての人件費が支出されているところ、本件のように会派が行う政務活動を補助する職員が「生計を一にする親族」に当たるところは、規定の文言からすれば、当該会派所属の議員と「生計を一にする親族」である場合であると考えられる。

このように手引きが、会派が行う政務活動を補助する職員が当該会派所属の議員と「生計を一にする親族」である場合に、その人件費について政務活動費を充当することを禁止した趣旨は、政務活動費が県民の税金から支払われていることに鑑みて、県民の目から見れば議員が税金を不当に利得していると疑われないようにして、公正らしさを担保することにあると考えらるべきである。すなわち、会派が行う政務活動を補助する職員が当該会派の議員と「生計を一にする親族」である場合には、当該議員がその職員の人件費の金額の会派の決定について影響力を行使する結果、人件費の金額がお手盛りで決められることとなり、議員が税金を不当に利得することになるのではないかとという県民の疑惑を招き、公正らしさを担保することはできないこととなるため、会派が行う政務活動を補助する職員が当該会派所属の議員と「生計を一にする親族」である場合にはその人件費について政務活動費を充当することを禁止したのである。

手引きの規定を解釈適用する際には、上記のような手引きの趣旨を十分に踏まえなければならぬ。

B 本件では、平成26年5月以降株式会社K&Kコンサルティングから派遣されて、自由民主党・県民会議の政務活動を補助する業務を行っていた職員の人件費について政務活動費が充当されているところ、当該職員と中山耕一議員が「生計を一にする親族」の関係にあるのかどうかは現段階では判明していない。しかし、株式会社K&Kコンサル

ティングの唯一の取締役は中山耕一議員の同居の妻であって「生計を一にする親族」である○○○氏であるのである。そうすると、自由民主党・県民会議から当該職員について支払われた人件費は株式会社K&Kコンサルティングに入金されて同社の利益となり、結果として○○○氏の報酬という形で同氏の懐を潤すこととなるのである。

他方、中山耕一議員は平成25年11月から自由民主党・県民会議幹事長に就任し、自由民主党・県民会議の会派運営について重要な権限と責任を有する立場にあったのであるから、自由民主党・県民会議における人件費の支出先、金額を決定するにあたって極めて大きな影響力を行使し得た。

このような立場にあった中山耕一議員が自由民主党・県民会議の幹事長に就任してから最初の年度末である平成25年度末に、自由民主党・県民会議が、それまでの派遣元である株式会社スタッフネットとの契約を打ち切り、株式会社K&Kコンサルティングに職員の派遣元を切り替えたことからすれば、中山耕一議員が自由民主党・県民会議の人件費の支出先、金額の決定について幹事長としての影響力を行使し、株式会社K&Kコンサルティングに職員の派遣元を切り替えたと見え、同社に対しする人件費の金額をお手盛りで決めて、同社の唯一の取締役にして中山耕一議員の妻である○○○氏を通して税金を不当に利得しているのではないかと疑いが生じることとなる。

C 以上述べたように、自由民主党・県民会議が平成26年5月以降、株式会社K&Kコンサルティングから職員の派遣を受けて、同社に対して支払った人件費に政務活動費を充当することは、会派が行う政務活動を補助する職員が当該会派所属の議員と「生計を一にする親族」である場合に、その人件費について政務活動費から充当することを禁止した手引きの趣旨に真っ向から反することになる。

このように手引きの趣旨に真っ向から反する政務活動費の充当は到底認められるべきではないのであるから、本件の政務活動費の充当は「生計を一にする親族を雇用する場合」と同様であるとして、手引きに違反するといえるべきである（法律解釈において、当該規定に明文上抵触しない事象についても、当該事象が当該規定の趣旨からして当然認められるべきでないと言える場合には、当該規定の趣旨から類推して当該事象は当該規定に違反すると解釈することはよくあることを付言する。このような解釈方法を類推解釈ないし勿論解釈という。）。

(ロ) そもそも株式会社K&Kコンサルティングから職員の派遣を受けることは労働者派遣法に違反すること

A 上記第2で述べたとおり、自由民主党・県民会議の政務活動を補助する業務を行って

いた職員は常時2名いるところ、これらの職員は自由民主党・県民会議の指揮命令のもとで労働に従事していたとすべきである。これらの職員は、多くの場合、株式会社スツアネット等の厚生労働大臣から労働者派遣事業の許可を受けた事業者から派遣されていたのであるし、派遣の職員が不在のときにはアルバイトが雇用されていたのであるから、これらの職員は自由民主党・県民会議の指揮命令を受けていたと考えられるのである。

したがって、平成26年5月以降株式会社K&Kコンサルテイングから派遣されて自由民主党・県民会議の政務活動を補助する業務を行っていた職員についても、同時期に株式会社エクスパートエージェンシーから派遣されていた職員と同様に、自由民主党・県民会議の指揮命令のもとで労働していたとすべきである。

B そうすると、自由民主党・県民会議が株式会社K&Kコンサルテイングから職員の派遣を受けて、自らの指揮命令のもとで労働させることは、「派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、派遣先のために労働に従事させること」になるのであるから、労働者派遣法により、株式会社K&Kコンサルテイングは厚生労働大臣の許可なしに厚生労働大臣に対する届出をしていなければならないはずである。

しかしながら、株式会社K&Kコンサルテイングは、一般労働者派遣事業について厚生労働大臣の許可を受けていないし、特定労働者派遣事業について厚生労働大臣に対する届出もしていない(甲2)。

したがって、自由民主党・県民会議が株式会社K&Kコンサルテイングから職員の派遣を受けて会派の政務活動を補助する業務を行わせることは労働者派遣法に違反することとなる。

C 法第2条第16項は、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と定めており、同法第242条第1項に規定されている「違法」とは、文字通り法令の規定に違反することをいうとされている(甲3の874頁)。そうすると、労働者派遣法に違反することは同法第242条第1項「違法」に当たるといふべきである。

また、同法第242条第1項「不当」とは、行政上実質的に妥当性を欠くこと又は適当でないことをいうとされている(甲3の874頁)。労働者派遣法上の許可のない届出のない事業者から労働者の派遣を受けることは労働者派遣法違反を推進することとなること、労働者派遣法違反が推進されると派遣労働者の保護、雇用の安定、福祉の増進といった労働者派遣法の趣旨(同法第1条)の達成が阻害されることとなるのであるから、法律の趣旨の実現に尽力すべき地方公共団体自身が労働者派遣法の趣旨の達成を阻害する

こととなり、妥当でないことは明らかである。したがって、労働者派遣法に違反して労働者の派遣を受けることは「不当」であるといふべきである。

(イ) 小括

以上のとおり、自由民主党・県民会議が株式会社K&Kコンサルテイングに対して支払った人件費に政務活動費を充当したことは、①条例及び手引きの人件費の充当指針に違反するし、②労働者派遣法に違反するのであるから、違法かつ不当であるといふべきである。

なお、自由民主党・県民会議から株式会社K&Kコンサルテイングに対して支払われている人件費には社会保険料の会社負担分や社会保険等事務手数料が含まれており、これらについても政務活動費が充当されている。しかし社会保険料の会社負担分はまさに株式会社K&Kコンサルテイングが負担すべきものである。社会保険等事務手数料についてはそもそも従業員の社会保険事務は会社が当然負担すべき業務であって、政務活動費を充当すべき費用ではないはずである。これらについては手引きの充当先の例にも含まれていないのであるから、これらに政務活動費を充当することは手引きに一義的に違反することを付言する。

(4) 結語

以上述べてきたように、本件は、現在宮城県議会議長という重責を負う中山耕一議員が自由民主党・県民会議の幹事長に就任してから、自由民主党・県民会議が平成26年5月から平成28年3月にかけて、中山耕一議員の妻が唯一の取締役を務める株式会社K&Kコンサルテイングから職員の派遣を受けて、同社に対して人件費総額705万4,778円を支払い、この全額について違法不当に政務活動費から充当したというものである。

本件においてとりわけ悪質なものは、中山耕一議長と〇〇〇〇氏との間に、自由民主党・県民会議と株式会社K&Kコンサルテイングを介在させて、「生計を一にする親族」に対して政務活動費が流れていることが直ちに分からないように見せかけて、手引きの規制を潜脱しようとした点にある。このように手引きの規制を潜脱する企みがまかり通ると、手引きの規制が意味を持たなくなるのであるから、厳しく非難されるべきである。

本件の問題の大きさに鑑み、監査に当たっては、中山耕一議員、〇〇〇〇氏、株式会社K&Kコンサルテイングの従業員ら関係者から、株式会社K&Kコンサルテイングに会社としての実態があったのか、株式会社K&Kコンサルテイングに支払われた政務活動費が会社内でのように流れていたのかなどについて綿密に事情を聴取するとともに、その弁解を裏付ける客観的資料(会計帳簿、銀行の振込明細、領収証等。なお、原本資料を必ず確認されたい。)等を

提出させて調査し、適切に事実認定することを求める。

そして単に自由民主党・県民会議に政務活動費の返還を求めるだけでなく、手引きの規制を潜脱したという事案の悪質さに鑑みて自由民主党・県民会議に対して政務活動費の充当時から利息の支払いも求めるべきである。

さらに政務活動費の不正支出の原因を解明し、宮城県議会における政務活動費の不正支出の問題を解決するための抜本的な対策を検討することを求める。

3 添付資料

- (1) 事実証明書 (株式会社K&Kコンサルテイングへの支払一覧表) 1通
- (2) 株式会社エキスパートエージェンシーへの支払一覧表 1通
- (3) 甲各号証 各1通

- 甲1 株式会社K&Kコンサルテイングの登記情報
 - 甲2 厚生労働省職業安定局運営にかかる人材サービス総合サイトにおいて「株式会社K&Kコンサルテイング」を検索した結果
 - 甲3 松本英明「新版 逐条地方自治法」(学陽書房, 平成13年) 抜粋
- 第4 監査委員の辞退及び請求の受理等

1 齋藤正美監査委員及び坂下賢監査委員については、本件監査を辞退したい旨の申出があり、両監査委員は、本件監査に携わっていない。

2 議会の会派又は無会派議員(以下「会派等」という。)に交付された政務活動費は、知事の管理を離れ、公金に該当しないことから、会派等による政務活動費の支出は、法第242条第1項の「公金の支出」に該当しない。したがって、本件請求は、会派等の政務活動費の支出に違法なものがあり、知事は、会派等に対する不当利得返還請求権が発生しているにもかかわらず、これを行使しないという「違法または不当に財産の管理を怠る事実」があり、これについて監査及び措置を請求しているものとして、次の3に記載するものを除き、受理することとした。

3 請求人は、監査委員に「政務活動費の不正支出の原因を解明し、宮城県議会における政務活動費の不正支出の問題を解決するための抜本的な対策を検討することを求める」としているが、法第242条第1項に規定する住民監査請求は、財務会計行為に係るものに限定されるものである。以上のことから、制度全般に係る措置の請求は、不適法なものであるから、これを却下する。

第5 監査の実施

1 監査の対象事項

請求人が摘示している、自由民主党・県民会議が、平成26年5月から平成28年3月まで、株式会社K&Kコンサルテイングから職員を派遣を受けたことに対し、人件費総額7,054,778円を支払

い、この全額について政務活動費を充当したことについて、条例、条例施行規程及び手引きで定める政務活動費を充てることができる範囲(以下「使途基準」という。)に違反しており、知事に不当利得返還請求権が発生しているがこれを行使しないという、「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が存するか否かについて監査を行うこととした。

2 監査対象箇所等

知事の補助執行者として平成26年度以降の政務活動費の会派等への交付の事務を行った議会事務局を監査対象箇所とした。

また、政務活動費に係る収支報告書及び証拠書類の写し等の調査を行うとともに、自由民主党・県民会議会長及び株式会社K&Kコンサルテイングを、法第199条第8項の規定による関係人として調査を実施した。

3 請求人による証拠の提出・陳述、補充書面の提出

法第242条第6項の規定に基づき平成28年8月30日に実施した請求人による証拠の提出及び陳述において、証拠(意見陳述書等)の追加提出があり、措置請求を補足する陳述が行われた。できる限り提出された原文に即して記載する。

(1) 意見陳述書

請求人は、平成28年8月1日付で法第242条1項の規定に基づいて請求した宮城県知事措置請求について、以下のとおり意見を陳述する。

すでに宮城県知事措置請求書において詳述したように、自由民主党・県民会議が、平成26年5月から平成28年3月までの間に、株式会社K&Kコンサルテイングから職員(以下「A氏」という。)の派遣を受けて、同社に対して人件費総額705万4,778円を支払い、この全額について政務活動費から充当したことについて、①中山耕一議員の妻が唯一の取締役を務める株式会社K&Kコンサルテイングに支払う人件費について政務活動費を充当することは、手引きにおいて人件費の充当指針について定められている「生計を一にする親族を雇用する場合」と同様であること、②そもそも株式会社K&KコンサルテイングからA氏の派遣を受けることは労働者派遣法に違反することから、違法かつ不当に政務活動費を充当したというべきであり、これにより宮城県に生じた損害を填補すべく必要な措置・勧告を求めるものである。

請求人が意見を陳述するにあたっては、自由民主党・県民会議による政務活動費の充当が違法なものであることを根拠づける2つのポイントごとに、これまで中山耕一議員ないし自由民主党・県民会議が報道陣に対して行った弁明に対して請求人の主張を補充するとともに、監査委員において今後調査すべき内容について陳述することとする。

イ 手引きの趣旨を実質的に考慮する必要が

(イ) 中山耕一議員ないし自由民主党・県民会議は、本件について、自由民主党・県民会議と株式会社K&Kコンサルティングとの間の業務委託契約であることをもって、手引きが規定する「生計を一にする親族を雇用する場合」には当たらないと主張している。

(ロ) しかしながら、本件はこのように形式的に考えて結論を出してよい事件ではない。このように形式的に考えて結論を出すことを許せば、議員と親族との間に自由民主党・県民会議と会社が介在すれば、「自由民主党・県民会議⇒会社⇒親族⇒議員」という流れで政務活動費が流れる仕組みが作られることを許すことになってしまうのであるから、全く妥当ではないことは明らかである。

住民監査請求書において詳述したとおり、本件の仕組みからして、中山耕一議員が自由民主党・県民会議の人情費の支出先、金額の決定について幹事長としての影響力を行使し、株式会社K&Kコンサルティングに職員の派遣元を切り替えたいえ、同社に対する人情費の金額をお手盛りで決めて、同社の唯一の取締役にして自らの妻である〇〇〇氏を通して税金を不当に利得しているのではないかという疑いが生じているのである。このように会派が行う政務活動を補助する職員が当該会派所属の議員と「生計を一にする親族」である場合にその人情費について政務活動費を充当することを禁止した手引きの趣旨に真っ向から反している事態が生じているのであるから、手引きに違反し違法不当な支出があったことを前提に、政務活動費が「自由民主党・県民会議⇒K&Kコンサルティング⇒中山耕一議員の妻⇒中山耕一議員」という一連の流れの中でどのように還流していたのか実態の解明を行うべきである。

ロ 勤務実態を考慮する必要があること

(イ) 中山耕一議員ないし自由民主党・県民会議は、本件について、自由民主党・県民会議と株式会社K&Kコンサルティングとの間の業務委託契約であること、労務管理及び指示命令についても自由民主党・県民会議は行っておらず、株式会社K&Kコンサルティングが労務管理と業務の指示命令を適宜行っていたことを説明し、労働者派遣法には違反していないと主張している。

(ロ) まず、A氏が業務委託契約に基づいて業務を行っていたとしても、労働者派遣法の適用を受けるのかどうかは誰の指揮命令に基づいて業務を行っていたのかという実態によって判断されることである。

そして、自由民主党・県民会議と株式会社K&Kコンサルティングの間で取り交わされたという業務委託契約書によれば、業務内容について、政務活動費の支出に関する報告書の精査、会派役員の指示に基づく政務活動費の支出と定められている(第1条)。この

規定によれば、自由民主党・県民会議の会派役員ないし所属議員の指示に基づいて、A氏は仕事をしていたことになるはずである。自由民主党・県民会議の会派役員ないし所属議員が株式会社K&Kコンサルティングの取締役である中山耕一議員の妻に指示をして、中山耕一議員の妻がA氏に指示をするという二度手間となるとは考えられないからである。

また、政務活動費の支出に関する報告書の精査、会派役員の指示に基づく政務活動費の支出という業務は、自由民主党・県民会議の所属議員との密接なコミュニケーションを要する業務である。そうすると、A氏は自由民主党・県民会議の所属議員と密接なコミュニケーションをとりながら、議員の指示を受けながら業務をしていたと考えられる。したがって、A氏は自由民主党・県民会議の会派役員ないし所属議員の指揮命令を受けながら業務を行っていたのではないかと考えるのが自然である。

さらに、自由民主党・県民会議は、もともと2名の職員を派遣で受け入れていたし、A氏が退職した後も2名の職員を派遣で受け入れるようになっている。そうすると、A氏の場合業務委託と言いつつも、実体はまさに派遣労働であったのではないかと考えるのが自然である。

よって、A氏の勤務実態を解明して、自由民主党・県民会議は実質的に、株式会社K&KコンサルティングからA氏の派遣を受けていたのではないのか調査すべきである。

ハ 監査のあり方について

(イ) 会派の人情費に政務活動費を充当できるのかに関して、いかなる立証を会派に求めるべきかについては、仙台市議会の会派の人情費について判示した仙台高等裁判所平成28年6月22日判決を参考にすべきである。

同判決は、会派の職員がどのような業務に従事していたかの立証について、「議員が行う活動は極めて広範かつ多岐にわたるものであり、また、その多くの活動に関してこれを補助する職員の活動を一般的に伴うことは明らかである。したがって、会派又は議員により雇用された職員は、一般的、外形的事実からは、調査研究活動に係る業務以外の業務にも従事するものと推認するのが相当である。そして、会派又は議員の人情費に係る政務調査費の支出について、上記推認を否定して、雇用した職員が、専ら又は特定の割合において調査研究活動に係る業務に従事していたと認めるためには、職員が従事した業務が調査研究活動に係る業務であることを説明するのみでは足りず、当該業務が実際に調査研究活動に該当するものであることを判別し得る程度に、業務の具体的な内容及びこれに従事した日程を併せて明らかにする必要がある。またその真実性を疑うに足りる疑義が提起された場合には、これを否定するための相応の立証も要する……と解すべきである。」として

<p>いる（甲4）。</p> <p>(ロ) 本件でもA氏の業務内容がいかなるものであったのか問題となっているのであるから、上記判決の理屈が妥当するといふべきである。したがって、A氏の業務内容を監査するにあつては、単に中山耕一議員や自由民主党・県民会議の事情を聞き取るだけでなく、A氏の業務の具体的な内容を示した勤務表、活動報告書等を徴求するべきである（詳細は別紙調査事項一覧表記載のとおり）。</p> <p>(ハ) また、本件の仕組みからして、中山耕一議員が自由民主党・県民会議の件費の支出先、金額の決定について幹事長としての影響力を行使し、株式会社K&Kコンサルティングに職員の派遣元を切り替えたうえ、同社に対する件費の金額をお手盛りで決めて、同社の唯一の取締役にして自らの妻である〇〇〇〇氏を通して税金を不当に利得しているのではないかと疑いが生じているのであるから、中山耕一議員や自由民主党・県民会議の説明の真实性を担保するためには上記判決が求める会派の立証の水準が妥当するといふべきである。したがって、単に中山耕一議員や自由民主党・県民会議から事情を聞き取るだけでなく、別紙調査事項一覧表記載のとおり、客観的証拠を中心に綿密に調査を行うべきである。</p> <p>(ニ) 以上の考えに基づいて、監査委員において調査すべき事項を別紙調査事項一覧表にまとめたので、今後実施する綿密な調査にお役立ていただきたい。そして中山耕一議員ないし自由民主党・県民会議が調査を拒んだり、不合理な説明に終始したりする場合には、相応の立証がなされたとは言えないのであるから、違法・不当に政務活動費を充当したと認定すべきである。</p> <p>添付資料</p> <p>別紙 調査事項一覧表</p> <p>甲4 仙台高等裁判所平成28年6月22日判決 1通</p> <p>第6 監査の結果</p> <p>1 事実関係の確認</p> <p>監査対象箇所である議会事務局職員からの聴取り及び関係書類調査の結果、次の事項を確認した。</p> <p>自由民主党・県民会議が、平成26年5月から平成28年3月まで、株式会社K&Kコンサルティングに対し、人件費総額7,054,778円（振込手数料21,600円を含む。）を支払い、この金額について政務活動費を充当したことを確認した。（別紙1参照）</p> <p>なお、上記の7,054,778円のうち、26,152円（平成26年度分13,315円、平成27年度分12,837円）に</p>	<p>ついて、平成28年9月7日付けで収支報告書が修正され、同月9日に返還、同日付けで県が収納したことを議会事務局関係書類及び宮城県財務総合管理システムにより確認した。（3-(3)に記載のとおり。）</p> <p>2 関係人（自由民主党・県民会議会長）の主張及び調査結果</p> <p>(1) 関係人（自由民主党・県民会議会長）の主張</p> <p>平成28年8月12日付けで自由民主党・県民会議会長から監査委員に対し、「住民監査請求にかかる資料」（「住民監査請求にかかる説明（配布資料）」（以下「配布資料」という。）、「業務委託契約書」、「雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）」及び「業務委託契約に係る収入・支出に関する証明について」を含む。）が提出された。以下、配布資料について、できる限り原文に即して記載する。</p> <p>イ 「株式会社K&Kコンサルティング」を契約相手先とした経過について</p> <p>A氏の給与ベースを上げること、A氏の「社会保険への加入」に対応する必要があつたと、政務活動費としての支払総額をできるだけ抑える考えがあつたこと、以上の条件をかなえるために、会派としては、利益を得ないことについて了解を頂いていた「株式会社K&Kコンサルティング」を業務委託契約の相手先としたものであります。</p> <p>ロ 手引きの「人件費」の説明にある「生計を一にする親族を雇用する場合を除く。」の規定に反しているのではないかと指摘について</p> <p>手引きにある「生計を一にする親族を雇用する場合を除く。」の規定はあくまでも議員個人が政務活動補助する職員を雇用する場合を想定しているものであり、今回の件は県議会の会派である「自由民主党・県民会議」と民間会社である「株式会社K&Kコンサルティング」の業務委託契約であり、指摘は当たらないものと考えます。</p> <p>また、業務を行っていたA氏は、当会派所属の議員と生計を一にする親族ではないことから、実質的にも規定に該当しないことは明らかであると考えます。</p> <p>ハ 労働者派遣法に違反しているのではないかと指摘について</p> <p>あくまでも県議会内の会派「自由民主党・県民会議」と民間会社である「株式会社K&Kコンサルティング」による業務委託契約であり、労働者派遣法に基づく行為ではないので、指摘は当たらないものと考えます。</p> <p>また、労働管理及び指揮命令においても、会派は行っておらず、「株式会社K&Kコンサルティング」が労働管理と業務の指揮命令を適宜行っており、業務委託の実態があることから指摘は当たらないと考えます。</p> <p>ニ 「株式会社K&Kコンサルティング」における本業務委託にかかる収支について</p>
---	---

会派より支払われた金額は当該会社の収入になりますが、その収入全額が人件費等で支出されていて、当該会社の本件業務委託にかかる利益は発生していないことを確認しています。

(2) 関係人（自由民主党・県民会議会長）に対する調査結果
自由民主党・県民会議会長に対し、請求人の主張に対する見解を文書により調査した。できる限り回答書の原文に即して記載する。

イ 平成28年8月12日付けで提出された「住民監査請求にかかる資料」について

(4) 配布資料の1で、「株式会社K&Kコンサルティング」を契約相手先とした経過について説明していますが、A氏の職歴（会派関係分）を教えてください。

(回答)

平成25年11月～ 株式会社エクスパートエージェンシーより派遣され、会派政務活動費処理の補助業務を行う。

平成26年3月末 株式会社エクスパートエージェンシーを退職

平成26年4月 会派として臨時雇用（社会保険は未加入）

平成26年5月～ 株式会社K&Kコンサルティング社員となり、会派控え室において、委託された業務を行う。

平成28年3月末 株式会社K&Kコンサルティングを退社

(ロ) 配布資料の1で「A氏の給与ベースを上げること、A氏の『社会保険への加入』に対応する必要があったこと」と説明していますが、何故そういう語が検討されるようになったのか、その時期とそいきさを具体的に教えてください。

(回答)

平成26年3月頃にA氏より会派役員に対して、現在の手取り給与ベースでは職を辞めたい旨の申し出があり、また同時に、新たな職においても社会保険の加入が必須要件であることの話しも受けました。そうした経過を受けて、当時の役員会において、もう一人の事務員B氏も既に辞めることになっていたので、政務活動費の年間報告を作成する時期に政務活動費の事務処理経験者二人が同時に辞めることは避けなければならぬとの判断となりました。既に新たな職場も決まっていた事務員B氏に留まってもあることは困難であったことと、A氏の事務処理能力の高さは誰もが認めるところでもあったために、A氏に引き続き業務を担って頂けるよう、給与及び社会保険について検討することとなったものです。

ハ) 上記ロについて、その時期にA氏を派遣していた会社と相談等をされましたか。また、相談等をされた場合においては、その内容を具体的に教えてください。

(回答)

派遣会社とA氏の給与増額について交渉したとしても必ず要望が叶う保証もなく、そうした中でじっくりと時間をかけて交渉している時間的な暇がなかったという背景がありました。また、仮にA氏の給与を上げることが派遣会社が認めた場合においても、派遣会社からの会派への請求金額が相当に増額されることが考えられたため、派遣会社とはA氏の件については相談しなかったものです。

(ニ) 何故、A氏を直接雇用せず、業務委託契約としたのか教えてください。

(回答)

会派として直接雇用の場合、給与ベースを上げるといふ条件を叶えることができても、もう一つの条件であった社会保険については、会派として社会保険に関する事務を行ったことは一度もなく、また、そのような事務を行い得る会派議員のいなかったことから、対応できないと判断しました。よって、二つの条件を叶えて、A氏に政務活動費にかかる業務に携わってもらうための緊急的な対応として「業務委託契約」を採用したものです。

(ホ) 配布資料の2で「業務を行っていたA氏は、当会派所属の議員と生計を一にする親族でない」と説明していますが、何をもちって確認しましたか。

(回答)

会派会長として、A氏に直接口頭により確認しました。また、会派議員に対しては会派総会において、口頭により確認しました。

(ヘ) 業務委託契約に係る収入・支出に関して、税理士 佐々木庸雄氏が証明をしていますか、その経緯と同氏に依頼した内容及び理由を教えてください。

(回答)

株式会社K&Kコンサルティングが業務委託契約に関する収入・支出の状況について専門家の観点から整理してもらうために、税理士佐々木庸雄氏に依頼したものと承知しています。

(ト) 業務委託契約に係る収入・支出に関する証明について（以下「証明書」という。）の「社保等」の内訳及び算出根拠を教えてください。

(回答)

株式会社K&Kコンサルティングに確認したところ、次のとおりです。
「社保等」の金額については、毎月の株式会社K&Kコンサルティング負担分の健康保険料、厚生年金保険料、児童手当を合算した金額です。ただし、平成26年5月21日の

42,900円及び平成27年6月22日の74,807円の内47,379円は労働保険料です。

(チ) 証明書の「会計事務等委託料」の契約内容及び算出根拠を教えてください。

(回答)

株式会社K&Kコンサルティングに確認したところ、次のとおりです。

A氏の雇用にかかる「会計事務等委託料」であり、委託先から会計事務、年調事務、社会保険事務等委託料として請求を受けた金額です。

なお、株式会社K&Kコンサルティングと委託先とは口頭による契約です。

(リ) 証明書の平成28年分の5月15日、6月15日の支出及び差額累計の内容を具体的に教えてください。

(回答)

株式会社K&Kコンサルティングに確認したところ、次のとおりです。

平成28年5月15日の54,000円は離職票、資格喪失届等にかかる委託料で、平成28年6月15日の86,400円は社会保険全費届、労働保険陸上届他にかかる委託料です。また、差額の累計については、会計事務等委託料が平成27年3月までの精算方式(年1回払い)から、平成27年4月からの毎月の請求へと変更されたために一時的に生じた差額の累計です。

(ヌ) 業務委託契約書第1条②に「会派会長が指定する会派役員の指示に基づく政務活動費の支出」とありますが、配布資料の3で「労務管理及び指揮命令においても、会派は行っておらず、(以下略)」との説明と矛盾していませんか。また、履行確認について、業務委託契約書に明記されていませんが、どのように行っていましたか。

(回答)

矛盾しないと考えています。「会派会長が指定する会派役員の指示に基づく政務活動費の支出」の意図は、「指示に基づく『政務活動費』」すなわちあくまでも「政務活動費」の支出の前提として会は役員の指示(承認)を受ける必要がある、という意味の記載であり、A氏に対する業務上の指示という意味ではありません。また、政務活動費の支払いに関する履行確認については、交付を受けた各議員が交付を受けた時点でその都度確認しています。

(ル) 業務委託契約書における、消費税の取扱いはどのようになっていますか。

(回答)

業務委託契約書記載の金額のほかに、別途消費税相当額の支払いはしていません。

(ロ) A氏の具体的な業務内容はどのようなものでしたか。また、委託業務の内容について、

具体的に記述した仕様書や覚書等がありますか。

(回答)

A氏の業務内容については、業務委託契約書の第1条(委託業務)に記載のとおりであり、具体的な内容については以下のとおりです。

① 毎月の政務活動費の報告書の精査

毎月、各議員より提出される政務活動費の報告書一式について、計算上のミスがないかの確認、記載上のミスがないかの確認、領収証等の添付書類の確認、活動報告と計上額との齟齬がないかの確認等を行い、場合によっては議員本人に確認するものです。

② 精査完了後における政務活動費の支出

精査完了した政務活動費について、会派幹事長及び会派事務局長の承認を受けた後に、各議員に対して支払うものです。

③ 1年分の政務活動費に係る報告書の集計・作成補助

各議員の政務活動費の年間分の集計とともに、会派支出の政務活動費についても集計し、併せて会派としての年間集計を行い、報告書の作成補助をします。また、A氏には業務委託契約書第1条①～④の委託業務に基づく上記の業務を行っていたらいており、それとは別の仕様書や覚書はありません。

ロ 手引きの「人件費」において、例に掲げる以外に、委託契約に係る支払に充当できると解釈した考え方を教えてください。

(回答)

手引きにおける「政務活動費の運用についての考え方」において、「人件費」は「政務活動に資するための人件費」と示されています。その趣旨からすれば、政務活動に資する人件費及びそれに関わる費用に最終的に充当されることになる支出も当然に含まれるものと考えます。

手引きにおいては、「人件費」の支出の主な例として、「給料、手当、社会保険料、賃金等」と記載されておりますが、「主な例」「等」とあることから明らかなとおり、これらはいくまでも例示であり、実質的に政務活動に資するための人件費といえる支出については、当然に支出が認められるものと考えます。実際、条例や手引きにおいても、人件費として支出する際の契約形態について、直接雇用に限定する文言は一切ありません。

そして、本件においては、業務委託契約書第3条の記載からも明らかなとおり、委託契約に基づく委託料は、全額、委託業務を遂行する従業員の給料や社会保険料等として支払

われることが予定されており、実際に全額、政務活動補助業務に従事した職員の人件費に充てられていました。

したがって、本件において人件費としての支出は当然認められるものと考えています。ハ 措置請求書に添付されている「株式会社K&Kコンサルティングへの支払一覧表」に係る勤務実態を教えてください。

(回答)

A氏の労務管理は業務委託先である株式会社K&Kコンサルティングにおいて行われており、K&K社において勤務日報により日々の勤務実態を確認したうえで、会派に対する委託料を計算していただいています。

なお、勤務日報は株式会社K&Kコンサルティングにおいて管理・保管されています。ニ 株式会社エクスパートエージェンシーとの契約内容を教えてください。

(回答)

契約書は添付のとおりです。

3 関係人(株式会社K&Kコンサルティング)に対する調査結果

平成28年9月7日に株式会社K&Kコンサルティングにおいて、以下の事項について調査した(応対者：同社代表取締役○○○氏)。その結果、同社には利益が発生していないことを確認した。(別紙2参照)

(1) 平成26年4月30日付けで宮城県議会 自由民主党・県民会議会長と締結した業務委託契約(更新された契約も含む。以下「本件契約」という。)に係る委託料受領の事実について 自由民主党・県民会議が支払った委託料受領の事実について、別紙2のとおり受領していることを株式会社K&Kコンサルティングの銀行預金通帳で確認した。

(2) 本業務遂行の為に雇用した者の勤務実態について 本業務遂行の為に雇用した者A氏の勤務実態について、平成26年5月から平成28年3月まで勤務していたことを雇用契約書及び出勤簿で確認した。

(3) 本業務遂行の為に雇用した者への支払及び本業務遂行の為に発生した経費の支払の事実について イ 給料及び賞与について、別紙2のとおり社会保険料本人負担分等を控除した上でA氏の銀行預金口座に振り込んだこと及び振込みの際に振込手数料を支払っていることを貸金台帳、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計票及び振込明細票で確認した。

なお、株式会社K&Kコンサルティングには、A氏以外に給与等の支払がないことを給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計票で確認した。

ロ 社会保険料について、別紙2のとおり銀行預金口座から引き落とされていることを株式会社K&Kコンサルティングの銀行預金通帳で確認した。

ハ 労働保険料について、別紙2のとおり納付していることを納付書・領収証書で確認した。なお、労働保険料において、労働者負担分26,152円を誤って自由民主党・県民会議に請求していただくため、返還の手続中であることを確認した。

ニ 社会保険等事務手続手数料について、別紙2のとおり支払われていることを領収証で確認した。

(4) 本件契約の経緯及び内容について

本件契約を締結するに至った経緯及び契約内容について聴取したところ、自由民主党・県民会議の説明と一致した。

第7 判断

本件請求において、監査の対象となる機関は、知事及びその補助執行者である議会事務局であり、調査の対象となる事項は、法及び条例を踏まえて県議会が定めた手引きに規定する使途基準に違反した政務活動費の充当が行われたことにより、県に民法第703条に定める不当利得返還請求権が発生し、それを行使しない知事に「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が存するか否かである。

したがって、確認された事実を使途基準に照らして、支出に係る自由民主党・県民会議の判断に客観的な合理性が明らかに認められない場合には、法第100条第14項に定める「議員の調査研究及びその他の活動」としての必要性・適法性を認めることができず、不当利得であると解し、知事に「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が存するものとして、返還請求の勧告を行う。それ以外の場合は、請求に理由がないと判断する。

以上の観点に立つて判断した結果を次に記載する。

1 政務活動費の充当について

(1) 「株式会社K&Kコンサルティングに対する人件費について政務活動費を充当することは、『生計を一にする親族を雇用する場合』と同様であること」について

請求人は、自由民主党・県民会議が、手引きの「Ⅲフロー・記載例等」〔6会派における政務活動費交付事務の流れ〕に記載されている「会派共通経費」として、本件契約の支払いに、条例別表に掲げる人件費を充当したのは違法若しくは不当であると主張しているので、以下3点に区分して判断する。

なお、第6-2-(2)-イ(※)のとおり、自由民主党・県民会議所属議員とA氏には、親族関係はないことが確認されている。

解 説 公 報 回 報

イ 自由民主党・県民会議が、自由民主党・県民会議所属議員の妻が役員である法人への支払に政務活動費を充当することについて

請求人は、自由民主党・県民会議幹事長の妻が唯一の取締役である会社に人件費を支出することは、支出金額の決定について、幹事長としての影響力を行使し、その金額をお手盛りで決め、妻を通じて幹事長が税金を不当に利得している疑いが生ずることから、当該支出は、生計を一にする親族の雇用への支出と同様に、手引きに違反すると主張する。

手引きでは、「Ⅱ政務活動費交付の実務」、「4支出における留意事項」〔1実費支出の原則〕において、「政務活動は、会派又は議員の自発的な意志に基づいて行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当と考えられる範囲内であることを前提とした上で、政務活動に要した費用の実費に充当することが原則である。」と定め、Ⅱ-4-〔2〕「(2) 充当の範囲」においては、「充当する範囲は、政務活動に直接必要とする経費に限られ、たとえ政務活動に使用する場合であっても、議員の私的財産の形成等につながるものには充当できない。」としているところであり、人件費については、Ⅱ-〔3政務活動費を充てること〕ができる経費の範囲、「(1)経費と内容」〔①条例第2条 別表と主な例〕の「内容」として、「会派又は議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費（生計を一にする親族を雇用する場合を除く。）としている。

このように、手引きには、会派所属議員と生計を一にする親族が取締役を務める会社への、会派からの人件費の支出を禁止する規定はないが、その支出が議員と生計を一にする親族の収入となる場合は、「議員の私的財産の形成等につながるもの」として、手引きⅡ-4-(2)違反となる可能性がある。そこで、本件充当によって、〇〇〇〇氏が収入を得、中山耕一議員の私的財産の形成等につながったかどうかという点について調査を行った。

この点について自由民主党・県民会議は、A氏の希望に沿った雇用条件とするために、本件契約を締結したものであり、株式会社K&Kコンサルティングには利益が発生していない旨の説明をしている。そこで、第6-3のとおり株式会社K&Kコンサルティングに係る関係人調査を行った結果、本件契約による同社の収入が、本件契約に伴う支出を、1,520円下回っており、中山耕一議員の私的財産の形成等にはつながっていないことを確認した。

以上のことから、本件契約に基づく支出への政務活動費充当が手引きに違反する支出であるとは言えない。

ロ 社会保険料等の事業主負担額に政務活動費を充当することについて

請求人は、社会保険料等の事業主負担額は、株式会社K&Kコンサルティングが負担するべきものであって、政務活動費を充当すべき費用ではないと主張する。

手引きでは、Ⅱ-3-〔4)使途項目ごとの具体例〕においては、「会派又は議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費（生計を一にする親族を雇用する場合を除く。）①政務活動を補助する職員を常時又は臨時に雇用（職員の給料、各種手当、社会保険料、臨時職員賃金等）」に該当するとしており、直接雇用了場合は、社会保険料等は政務活動費から支出することとしている。

一般に、サービス提供の原価には人件費が含まれ、この人件費には、従業員の給料や手当に加えて社会保険料等の事業主負担分が含まれる。

例えば、国土交通省が公表している公共事業の設計業務委託等の積算上の設計業務委託等技術者単価は、次に掲げるもので構成されているとしている。

- ① 基本給相当額
- ② 諸手当（役職、資格、通勤、住宅、家族、その他）
- ③ 賞与相当額
- ④ 事業主負担額（退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当）

国または自治体が職員を自ら雇用して事業を実施する場合に、雇用了職員に関して負担すべき費用について、請負代金の構成要素として算入しているものであって、請け負う法人が負担する法定福利費についても契約金額の一部とするのである。

本件契約も、これと同様の考え方によって社会保険料等の事業主負担額を経費として算入してサービス提供の対価を決定したものと考えられる。

したがって、株式会社K&Kコンサルティングが支払った事業主負担額相当額に政務活動費を充当することについては、明らかに手引きに違反するとは言えない。

ハ 職員に係る社会保険等事務手数料に政務活動費を充当することについて

請求人は、社会保険等事務手数料について、そもそも従業員の社会保険事務は、会社が当然負担すべき業務であって、政務活動費を充当すべき費用ではないと主張する。

社会保険事務等については、事務担当者を直接雇用し、社内で処理する場合もあり、アウトソーシングで処理する場合もあるが、いずれの場合もその経費は、企業がサービス提供の対価を決める際の原価に算入するのが一般的である。

本件契約もこのような考え方で社会保険等事務手数料を経費として算入してサービス提供の対価を決定したものと考えられる。

なお、株式会社K&KコンサルティングがA氏以外にも従業員を雇用していたとすれば、社会保険等事務手数料の全額を自由民主党・県民会議との契約額に算入することは不適

切であるが、第6-3のとおり株式会社K&Kコンサルティングに係る関係人調査を行った結果、同社の従業員はA氏1人であったので、全額算入が不適切とは考えられない。

したがって、株式会社K&Kコンサルティングが支払った社会保険等事務手数料に政務活動費を充当することについて、明らかに手引きに違反するとは言えない。

(2) 「株式会社K&Kコンサルティングから職員の派遣を受けることは労働者派遣法に違反すること」について

請求人は、本件契約は、労働者派遣契約であり、同社は、一般労働者派遣事業の許可を受けず、特定労働者派遣事業の届出も行っていないことから、当契約は違法であって、これに政務活動費を充当することは違法であると主張する。

一方、自由民主党・県民会議は、株式会社K&Kコンサルティングとの業務委託であると主張している。

本件契約が、労働者派遣契約に該当するかどうかは、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区別に関する基準（昭和61年4月17日労働省告示第37号）」に基づき判断することになる。

しかし、本件契約については、現段階では裁判所や労働局が労働者派遣契約であると判断しているなど明確に労働者派遣契約と判断できる状況にはないこと、また、契約の両当事者が、業務の指揮命令は自由民主党・県民会議ではなく株式会社K&Kコンサルティングが行っていたと主張していることから、監査委員としては、労働者派遣契約であることを前提として労働者派遣法に違反するか否かの判断をすることは相当でないと考える。

さらに、「労働者派遣法は行政取締法規であり、同法違反の行為には、厚生労働大臣による勧告や公表の行政措置が講じられるにとどまるのであり、また派遣労働者保護の必要性の観点からすれば、そのことによって直ちに、本件請負契約や上記労働者派遣契約が労働者派遣法により公序良俗に反して無効となるものではない。」（平成25年1月25日 名古屋高等裁判所判決）とされているところであり、仮に本件契約が労働者派遣契約に該当し、労働者派遣法に違反するとしても、そのことをもって直ちに契約が無効になり、本件支出が法的根拠を失うものではないと考えられるので、自由民主党・県民会議に民法第703条にいう「法律上の原因なく」不当利得が生じているとは言えない。

以上のことから、本件契約に基づく支払いに、政務活動費（人件費）を充当したことについては、使途基準に反して明らかに違法であるとまでは言えない。

したがって、請求には理由がないので棄却する。

2 利息の支払いについて

請求人の主張は、宮城県知事措置請求書での「政務活動費の返還を求めただけでなく、手引きの規制を潜脱したという事案の悪質さに鑑みて自由民主党・県民会議に対して政務活動費の充当時からの利息の支払いも求めるべきである」とする附帯請求である。

これまで述べたとおり、自由民主党・県民会議において規制を潜脱したと認められることはできず、請求権者である県が、自由民主党・県民会議に対して政務活動費の返還を求めべき根拠はないことから、不当利得返還の義務に伴って、遅延損害金が生じているとは言えない。

したがって、請求には理由がないので棄却する。

付言一議会に対する要望

政務活動自体は議員個人の問題意識に基づき自由な活動が認められるものであり、一方でそれらに政務活動費を充当することについては、原資が公金である以上、一定の制約があると言わざるを得ない。党派等において政務活動費充当の妥当性について説明責任を果たすことが求められる。

したがって、議会及び党派等におかれては、以下の取組をされるよう引き続き要望する。

1 議会においては、政務活動費の使途に関して県民に疑念を抱かれることのないよう、議員の自由な政務活動とのバランス等も考慮した上で、議会改革推進会議の議論を通じて、政務活動費に係る制度及び運用に係る改革をさらに推し進めること。

2 党派等においては、政務活動費の原資が公金であること及び党派は所属議員に対して審査や指導を行う立場にあることを再認識し、収支報告書の作成も含め、一般県民の視点に立った説明責任を強く意識すること。また、政務活動費の執行に当たっては、仮にも税金の不当な利得や法令違反を疑われることのないよう、条例及び手引きとの整合性はもとより、関係法令の遵守についても十分に配慮し、民主主義の実現に資する制度の趣旨に則り、適正かつ有効に活用すること。

別紙1

株式会社K&Kコンサルティングに対する支払一覧

(単位:円)

年度	月	請求額	請 求 内 訳						支出月日	振込金額	振込手数料	合計	備考
			給料	賞与	社会保険料	社会保険料等徴収手数料	労働保険料	給料振込手数料					
26	4月	0							0			0	
	5月	170,600	106,100		0	21,600		42,900				171,464	
	6月	423,936	196,590	200,000	27,130					216		424,800	
	7月	268,463	213,181		54,850					432		269,327	
	8月	230,582	202,636		27,730					216		231,446	
	9月	231,600	203,954		27,430					216		232,464	
	10月	240,027	212,027		27,784					216		240,891	
	11月	433,272	205,272	200,000	27,784					216		434,136	
	12月	268,416	213,016		54,968					432		269,280	
	1月	228,000	200,000		27,784					216		228,864	
	2月	231,954	203,954		27,784					216		232,818	
	3月	220,950	0			220,950				0		221,814	6月～3月分
3月	239,862	211,862		27,784					216		240,726		
計	3,187,662	2,168,592	400,000	331,028	242,550	42,900	2,592		3,187,662	10,368	3,198,030		
27	4月	233,931	205,931		27,784					216		234,795	
	5月	231,604	203,954		27,434					216		232,468	
	6月	559,366	204,943	200,000	27,434	79,400	47,373			216		560,230	
	7月	294,897	208,897		55,768	29,800				432		295,761	
	8月	257,750	200,000		27,734	29,800				216		258,614	
	9月	263,681	205,931		27,734	29,800				216		264,545	
	10月	264,694	206,590		28,088	29,800				216		265,558	
	11月	458,104	200,000	200,000	28,088	29,800				216		458,968	
	計	2,564,027	1,636,246	400,000	250,064	228,400	47,373	1,944		2,564,027	6,912	2,570,939	
	12月	302,225	215,817		56,176	29,800		432				303,089	
	1月	258,104	200,000		28,088	29,800				216		258,968	
	2月	258,104	200,000		28,088	29,800				216		258,968	
3月	287,104	229,000		28,088	29,800				216		287,968		
4月	175,952	117,632		28,088	29,800				432		176,816	3/16～3/31分	
計	1,281,489	962,449	0	168,528	149,000	0	1,512		1,281,489	4,320	1,285,809		
合計	7,033,178	4,767,287	800,000	749,620	619,950	90,273	6,048		7,033,178	21,600	7,054,778		

関係人調査(株式会社K&Kコンサルテイングの給与等支出状況)

(単位:円)

年度	月	入金日	入金金額	給料			給与等			振込手数料	社会保険料		社会保険料等		労働保険料		社会保険等事務手数料		支出額計	
				支払日	金額 ①	控除額	差引支給額	支払日	金額 ②		控除額	差引支給額	③	納付日	納付額	事業主負担 ④	納付日	納付額		事業主負担 ⑤
	4月		0		0	0	0													0
	5月	H26.5.21	170,600	H26.5.22	106,100	1,560	104,540			216										157,978
	6月	H26.6.23	423,936	H26.6.24	196,590	31,732	164,858	H26.6.30	200,000	0	432	H26.6.30	54,560	27,430						424,452
	7月	H26.7.23	268,463	H26.7.24	213,181	32,395	180,786			216	H26.7.31	109,120	54,870							268,267
	8月	H26.8.21	230,582	H26.8.22	202,636	31,983	170,653			216	H26.9.1	54,560	27,430							230,282
	9月	H26.9.19	231,600	H26.9.24	203,954	32,059	171,895			216	H26.9.30	54,560	27,430							231,600
26	10月	H26.10.21	240,027	H26.10.24	212,027	32,744	179,283			216	H26.10.31	55,268	27,784							240,027
	11月	H26.11.21	433,272	H26.11.21	205,272	32,420	172,852	H26.12.10	200,000	0	216	H26.12.1	55,268	27,784						233,272
	12月	H26.12.22	268,416	H26.12.24	213,016	19,056	193,960			432	H27.1.5	55,268	27,784							441,232
	1月	H27.1.21	228,000	H27.1.23	200,000	32,254	167,746			216	H27.2.2	110,536	55,568							255,784
	2月	H27.2.19	231,954	H27.2.24	203,954	36,613	167,341			216	H27.3.2	55,268	27,784							231,954
	3月	H27.3.16	220,950			0	0			0										220,950
	3月	H27.3.19	239,862	H27.3.24	211,862	32,743	179,119			216	H27.3.31	55,268	27,784							239,862
	4月	H27.4.21	233,931	H27.4.23	205,931	32,493	173,438			216	H27.4.30	55,268	27,784							233,931
	5月	H27.5.21	231,604	H27.5.22	203,954	32,363	171,591			216	H27.6.1	55,168	27,734							231,604
	6月	H27.6.22	559,366	H27.6.24	204,943	32,368	172,575	H27.6.29	200,000	0	432	H27.6.30	55,168	27,734	H27.7.1	47,373	32,383			465,492
	7月	H27.7.23	294,897	H27.7.24	208,897	39,728	169,169			216	H27.7.31	110,336	55,468							264,581
	8月	H27.8.20	257,750	H27.8.25	200,000	39,404	160,586			216	H27.8.31	55,168	27,734							227,950
	9月	H27.9.18	263,681	H27.9.25	205,931	39,643	166,288			216	H27.9.30	55,168	27,734							233,681
27	10月	H27.10.20	264,694	H27.10.23	206,590	40,001	166,589			216	H27.11.2	55,876	28,088							234,894
	11月	H27.11.20	458,104	H27.11.24	200,000	39,758	160,242			216	H27.11.30	55,876	28,088							228,304
	12月	H27.12.21	302,225	H27.12.22	215,817	31,078	184,739	H27.12.9	200,000	0	432	H28.1.4	55,876	28,088						444,337
	1月	H28.1.21	258,104	H28.1.22	200,000	39,758	160,242			216	H28.2.1	111,752	56,176							256,392
	2月	H28.2.19	258,104	H28.2.24	200,000	39,758	160,242			216	H28.2.29	55,876	28,088							228,304
	3月	H28.3.22	287,104	H28.3.24	229,000	40,903	188,097			216	H28.3.31	55,876	28,088							494,904
	4月	H28.4.14	175,952	H28.4.22	117,632	42,956	74,676			216	H28.5.2	55,876	28,088							145,936
	5月					0	0					0								54,000
	6月					0	0					0								86,400
	7月					0	0					0								1,676
	9月	H28.9.9	-26,152			0	0					0								0
	合計		7,007,026		4,767,287	805,770	3,961,517		800,000	149,208	650,792	6,048	1,492,960	750,540		91,949	64,121		620,550	7,008,546

入金額7,007,026円-支出額計7,008,546円=差額-1,520円

※ 給料及び賞与の控除額は社会保険料被保険者負担分、労働保険料労働者負担分、住民税、所得税の合計である。

※ 社会保険料納付額は、被保険者負担分を含む。

※ 労働保険料納付額は、労働者負担分を含む。

※ 支出額計=①+②+③+④+⑤+⑥

※ 入金金額のH28 9月の欄の-26,152円は、労働保険料の労働者負担分を誤って全派に請求していた為、返還したものの。(平成26年度分13,315円、平成27年度分12,837円)

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第13号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年10月7日

宮城県公安委員会委員長 相澤 博彦

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第3条関係） 交番の名称及び位置	別表第1（第3条関係） 交番の名称及び位置
警察署名 名称 位置	警察署名 名称 位置
大和警察署 富谷交番 黒川郡富谷町富谷字一枚沖46番地1	大和警察署 富谷交番 富谷市富谷一枚沖46番地1
成田交番 黒川郡富谷町成田四丁目28番地17	成田交番 富谷市成田四丁目28番地17
(略)	(略)
別表第2・別表第3（略） 別表第4（第4条関係） 仙台中央警察署	別表第2・別表第3（略） 別表第4（第4条関係） 仙台中央警察署
名称 受持区域	名称 受持区域
(略)	(略)
仙台市青葉区のうち 五橋一丁目、五橋二丁目、片平二丁目、北目町、米ヶ袋一丁目から米ヶ袋三丁目まで、中央一丁目（1番（8号及び10号）、土樋一丁目	仙台市青葉区のうち 五橋一丁目、五橋二丁目、片平二丁目、北目町、米ヶ袋一丁目から米ヶ袋三丁目まで、中央一丁目（1番（8号及び10号）、土樋一丁目

名称	受持区域
五橋交番	仙台市若林区のうち 五橋三丁目（1番から4番まで及び5番（1号から48号までを除く。）、清水小路、新寺一丁目（1番、2番、3番（18号から45号までを除く。）、4番（18号から31号までを除く。）、5番、6番及び7番（13号から46号までを除く。）、東七番丁
五橋交番	仙台市若林区のうち 五橋三丁目（1番から4番まで及び5番（1号から48号までを除く。）、清水小路、新寺一丁目（1番、2番、3番（18号から45号までを除く。）、4番（18号から31号までを除く。）、5番、6番及び7番（17号から41号までを除く。）、東七番丁
仙台南警察署	(略)
名称	受持区域
(略)	(略)
仙台南警察署	仙台市若林区のうち 荒町、石垣町、石名坂、五橋三丁目（5番（1号から48号まで）及び6番）、裏柴田町、表柴田町、五十八人町、三百人町、新寺一丁目（3番（18号から45号まで）、4番（18号から31号まで）、7番（13号から26号まで）及び8番）、新寺二丁目から新寺五丁目まで、土樋一丁目、土樋、成田町、二軒茶屋、東八番丁、東九番丁、南鍛冶町、元茶畑、弓ノ町、連坊一丁目、連坊二丁目、連坊小路
連坊交番	仙台市若林区のうち 荒町、石垣町、石名坂、五橋三丁目（5番（1号から48号まで）及び6番）、裏柴田町、表柴田町、五十八人町、三百人町、新寺一丁目（3番（18号から45号まで）、4番（18号から31号まで）、7番（17号から41号まで）及び8番）、新寺二丁目から新寺五丁目まで、土樋一丁目、土樋、成田町、二軒茶屋、東八番丁、東九番丁、南鍛冶町、元茶畑、弓ノ町、連坊一丁目、連坊二丁目、連坊小路
連坊交番	仙台市若林区のうち 荒井三丁目、荒井（境東、北遼十丁、松岡及び十呂盤を除く。）、荒井南、荒浜、荒浜新一丁目、荒浜新二丁目、伊在、かすみ町、霞目一丁目、霞目二丁目、霞目、蒲町、下飯田（屋敷東2番地）、長喜城、
荒井交番	荒井交番

遠見塚東、南小泉(梅木)、六丁目(小荒井東、小荒井裏、左近堀、柳堀、柳堀東、柳堀南、地藏前及び南)、六丁の目元町
(略)
仙台市太白区のうち 秋保町境野、秋保町長袋、秋保町馬場、秋保町湯元

仙台北警察署・仙台東警察署 (略)
泉警察署

名称	受持区域
(略)	(略)
南光台交番	仙台市泉区のうち 旭丘堤一丁目、旭丘堤二丁目、上谷刈(向原)、黒松一丁目から黒松三丁目まで、七北田(念仏、杉ノ田、高柳、田中及び八乙女)、南光台一丁目から南光台七丁目まで、南光台東一丁目から南光台東三丁目まで、南光台南一丁目から南光台南三丁目まで、東黒松、松森(後沢、後田、浦田、上河原、河原、斉兵衛、坂下、刺松、沢目、下河原、陣ヶ原、新庄、新田、住吉、関場、太子堂、堤下、中河原、長嶋、中道、前ヶ沢、前坂、前田、明神、八沢及び不動)、八乙女一丁目から八乙女五丁目まで、八乙女中央一丁目から八乙女中央四丁目まで
(略)	(略)

塩釜警察署 (略)
岩沼警察署

遠見塚東、南小泉(梅木)、六丁目(小荒井東、小荒井裏、左近堀、柳堀、柳堀東、柳堀南、地藏前及び南)、六丁の目元町
(略)
仙台市太白区のうち 秋保町境野、秋保町長袋、秋保町馬場、秋保町湯向、秋保町湯元

仙台北警察署・仙台東警察署 (略)
泉警察署

名称	受持区域
(略)	(略)
南光台交番	仙台市泉区のうち 旭丘堤一丁目、旭丘堤二丁目、上谷刈(向原)、黒松一丁目から黒松三丁目まで、七北田(念仏、杉ノ田、高柳、田中及び八乙女)、南光台一丁目から南光台七丁目まで、南光台東一丁目から南光台東三丁目まで、南光台南一丁目から南光台南三丁目まで、東黒松、松森(後沢、後田、浦田、上河原、河原、斉兵衛、坂下、刺松、沢目、下河原、陣ヶ原、新庄、新田、住吉、関場、太子堂、堤下、中河原、長嶋、中道、前ヶ沢、前坂、前田、明神、八沢及び不動)、八乙女一丁目から八乙女四丁目まで、八乙女中央一丁目から八乙女中央五丁目まで
(略)	(略)

塩釜警察署 (略)
岩沼警察署

名称	受持区域
(略)	(略)
署所在地交番	岩沼市のうち 相の原一丁目から相の原三丁目まで、朝日一丁目、朝日二丁目、朝日、阿武隈一丁目、阿武隈二丁目、荒井(一部)、稲荷町、大手町、梶橋、桑原一丁目から桑原四丁目まで、桑原西一丁目、柴町一丁目から柴町三丁目まで、桜一丁目から桜五丁目まで、末広一丁目、末広二丁目、大昭和、たけくま一丁目からたけくま三丁目まで、武隈、館下一丁目から館下三丁目まで、館下、中央一丁目から中央四丁目まで、土ヶ崎一丁目から土ヶ崎四丁目まで、中谷地、東谷地、引込、吹上一丁目から吹上三丁目まで、吹上西、吹上南、藤波一丁目、藤波二丁目、二木一丁目、二木二丁目、本新田、本町、松崎、山桜
(略)	(略)

大和警察署

名称	受持区域
(略)	(略)

名称	受持区域
(略)	(略)
署所在地交番	岩沼市のうち 相の原一丁目から相の原三丁目まで、朝日一丁目、朝日二丁目、朝日、阿武隈一丁目、阿武隈二丁目、荒井(一部)、稲荷町、大手町、梶橋、桑原一丁目から桑原四丁目まで、桑原西一丁目、柴町一丁目から柴町三丁目まで、桜一丁目から桜五丁目まで、末広一丁目、末広二丁目、大昭和、たけくま一丁目からたけくま三丁目まで、武隈、館下一丁目から館下三丁目まで、館下、中央一丁目から中央四丁目まで、土ヶ崎一丁目から土ヶ崎四丁目まで、中谷地、東谷地、引込、吹上一丁目から吹上三丁目まで、吹上西、吹上南、藤浪一丁目、藤浪二丁目、二木一丁目、二木二丁目、本新田、本町、松崎、山桜
(略)	(略)

大和警察署

名称	受持区域
(略)	(略)
	宣谷市のうち あけの平一丁目からあけの平三丁目まで、一ノ関、今泉、大童、穀田(瀬ノ木、瀬戸ノ沢、花ノ沢、高屋敷、松場、土屋沢及び釜ノ沢を除く。)、三ノ関、志戸田、太子堂一丁目、太子堂二丁目、とちの木一丁目、とちの木二丁目、富

	谷 (大清水上を除く。)、西成田 (千刈沖、新千刈沖、下八百刈、荒井向、荒井向東、白鳥及び荒井向西二番)、三ノ岡、日吉台一丁目から日吉台三丁目まで、ひより台一丁目、ひより台二丁目、杜乃橋一丁目、杜乃橋二丁目
黒川郡大和町のうち 小野 (新道、新坊及び前沢)、もみじヶ丘一丁目からもみじヶ丘三丁目まで、杜の丘一丁目から杜の丘三丁目まで	黒川郡大和町のうち 小野 (新道、新坊及び前沢)、もみじヶ丘一丁目からもみじヶ丘三丁目まで、杜の丘一丁目から杜の丘三丁目まで
あけの平一丁目からあけの平三丁目まで、一ノ岡、今泉、大童、穀田 (瀬ノ木、瀬戸ノ沢、花ノ沢、高屋敷、松場、土屋沢及び釜ノ沢を除く。)、三ノ岡、志戸田、太子堂一丁目、太子堂二丁目、とちの木一丁目、とちの木二丁目、富谷 (大清水上を除く。)、西成田 (千刈沖、新千刈沖、下八百刈、荒井向、荒井向東、白鳥及び荒井向西二番)、三ノ岡、日吉台一丁目から日吉台三丁目まで、ひより台一丁目、ひより台二丁目、杜乃橋一丁目、杜乃橋二丁目	富谷市 のうち 明石、明石台一丁目から明石台九丁目まで、石礎、大亀、大清水一丁目、大清水二丁目、上桜木一丁目、上桜木二丁目、穀田 (瀬ノ木、瀬戸ノ沢、花ノ沢、高屋敷、松場、土屋沢及び釜ノ沢)、鷹乃杜一丁目から鷹乃杜四丁目まで、富ヶ丘一丁目から富ヶ丘
黒川郡富谷町のうち 明石、明石台一丁目から明石台九丁目まで、石礎、大亀、大清水一丁目、大清水二丁目、上桜木一丁目、上桜木二丁目、穀田 (瀬ノ木、瀬戸ノ沢、花ノ沢、高屋敷、松場、土屋沢及び釜ノ沢)、鷹乃杜一丁目から鷹乃杜四丁目まで、富ヶ丘一丁目から富ヶ丘	成田交番

四丁目まで、富谷 (大清水上)、成田一丁目から成田九丁目まで、西成田 (千刈沖、新千刈沖、下八百刈、荒井向、荒井向東、白鳥及び荒井向西二番を除く。)、東向陽台一丁目から東向陽台三丁目まで	四丁目まで、富谷 (大清水上)、成田一丁目から成田九丁目まで、西成田 (千刈沖、新千刈沖、下八百刈、荒井向、荒井向東、白鳥及び荒井向西二番を除く。)、東向陽台一丁目から東向陽台三丁目まで
(略)	(略)

石巻警察署～角田警察署 (略)
亶理警察署

石巻警察署～角田警察署 (略)
亶理警察署

名称	受持区域
亶理郡山元町のうち 浅生原 (砂押を除く。)、大平、小平、高瀬 (東石山原、西石山原、南山神、北山神、北の原、宿原、宮後、柳町、竹の内原、加茂川、大久保、室原、中島、南下高瀬、北下高瀬、西山下、館下、紅葉、南耕土、西中耕土、中北耕土、北、梅田、鷹田、桜田、合戦原及び上土取場)	亶理郡山元町のうち 浅生原 (砂押を除く。)、大平、小平、高瀬 (東石山原、西石山原、南山神、北山神、北の原、宿原、宮後、柳町、竹の内原、加茂川、大久保、室原、中島、南下高瀬、北下高瀬、西山下、館下、紅葉、南耕土、西中耕土、中北耕土、北、梅田、鷹田、桜田、合戦原及び上土取場)、つばめの杜一丁目からつばめの杜五丁目まで、八手庭、山寺 (山下、石田、古屋敷、物見前、樋前、涌沢、堤山、日向、谷原、石垣、的場、南原、八山、石堂、赤坂、沼田、堂目木、作田山、山下町東、上籠田、南籠田、北籠田、大道及び新山)、鷲足
山下駐在所	山下駐在所
(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則中別表第4の改正規定(大和警察署の表の改正規定を除く。)は公布の日から、別表第1

の改正規定及び別表第4の改正規定（大和警察署の表の改正規定に限る。）は平成28年10月10日から施行する。

○宮城県公安委員会告示第134号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成28年10月7日

宮城県公安委員会委員長 相澤 博彦

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者		
現に技能検定員、教習指導員である者が普通自動車免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	平成28年11月9日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
新たに大型、中型自動車二種免許及び普通自動車二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成27年、28年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者	平成28年12月22日まで	宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成28年10月7日（金）から平成28年10月21日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地
宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

配布期間
平成28年10月7日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。
問い合わせ先の電話番号 022-373-3601（内線221、222）